

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に関する回答

## 【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

本町は「健やかでぬくもりのあるまちづくり」をスローガンに、少子・高齢社会に向けて、すべての人が健やかに暮らし、また、高齢者や障害者に優しく、家族や地域で助け合うことができるまちづくりをめざしています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

介護保険の財源につきましては法定の基準とし、保険料は介護サービスにかかる費用をもとに3年ごとに基準額を設定し、各々の所得に応じて決定しております。年々介護サービス費用は増加しており保険料の引き下げは難しい状況です。介護サービス費用の増加に伴って保険料が増加しますので、今後介護保険料を高騰させないためにも、高齢者の方々がいつまでも元気で、介護を受けること無く生涯現役人生が送れるように、介護予防を推進したいと考えます。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

本町では平成15年度から低所得者の減免制度を実施しており、保険料の所得段階区分が3段階の方で基準に該当する方(前年の収入が120万円以下、課税者の扶養を受けていない等)は2段階と同額に減額しています。(年額 9,060 円の減額)

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

利用料については国基準により実施しており、町独自の減免制度実施の予定はありません。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

一律で給付対象外にはなっておりません。福祉用具については町の基準を設け、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある方については、ケアマネジャーからの必要書類提出のみで判定を行っています。訪問介護についても、同居家族がいる場合でも個々の状況に応じてサービスが利用できます。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

平成21年度からの介護保険事業計画において、東三河南部圏域での介護施設整備計画に基づき、整備されることとなります。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

町内の事業所については実態を把握し、適切な指導に努めます。財政的な支援については、財政状況が厳しい現状では、大変困難です。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

本町の配食サービスは、週2回(水・金)実施しており、70人が登録し、毎回平均60人が配食サービスを受けています。1食の経費530円のうち230円が公費、本人負担は300円となっております。配食回数の増加につきましては、現在の財政状況では困難です。

また、閉じこもり予防のための会食(ふれあい)についても実施の予定はありませんが、地域支援事業や地域でのふれあいサロンにおいて閉じこもり予防に取り組んでおります。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

現在のところ実施していません。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

地域ボランティアにより運営されている「ふれあいサロン」9箇所に対して運営支援を行っています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

「高齢者の所得税地方税上の障害者控除の取扱いについて」に基づき、寝たきり度・認知症基準により発行しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

申請書は送っていませんが、すべての要介護認定者に「障害者控除の案内」文書を送っています。

## 2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

**ひとり暮らし非課税者は、8月1日から町で半額補助しています。**

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

**公平性の確保の観点から一定の条件があることはやむを得ないと考えます。納税相談を行ってから判断します。**

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

**現在の財政状況では、大変困難です。**

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

**脳・人間ドックを適用しています。**

## 3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

**小学3年生まで現物給付を実施しています。近隣市も同じ状況です。**

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

**当面、5回まで拡大しました。(20年)、今後は豊川市と整合**

## 4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

**一般会計からの繰り入れは現状の町財政においては、困難です。2008年度の保険税は、基金財源を一部取り崩し、保険税の減額を行っています。**

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

**現状の国保財政の状況では、大変難しいです。**

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

**現状の国保財政の状況では、大変難しいです。**

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

**具体的に個々の案件ごとで、判断します。**

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

**公平性の確保の観点から一定の条件があることはやむを得ないと考えます。上記該当世帯にたいしては、発行しておりません。**

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

**そのような行為は行っておりません。納税相談を行ってから判断します。**

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

**申し出者に対しては、年金天引きを止めています。**

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

**一部負担金の減免制度については、現在検討中です。**

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

**現在のところ考えていません。**

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

**自立支援給付の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業の利用料は合算して、上限負担額を定めています。補装具装具については別扱いとなります。**

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

**地域自立支援協議会活動による家庭訪問、相談事業所による相談活動等の情報を総合して計画の策定を行います。**

## 6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

実施期間は通年で実施、個別・集団ともに実施しています。歯周疾患については無料にて実施しています。

特定健診は、集団健診については無料ですが、現状の国保財政では、個別健診を無料にすることは難しいです。なお、特定健診、がん検診は豊川市と整合させ実施しています。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

無料で実施しています。節目ですべて実施しています。

## 7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

法に基づいた地方税の徴収となります。